

令和8年男鹿市公告第3号

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年1月23日

男鹿市長 菅原 広二

記

1 經営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

- ・男鹿市産業建設部農林水産課
- ・男鹿市ホームページ

(<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/norinsuisanka/norinsuisan/4456.html>)

3 本公告により、男鹿市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。